

病状説明等の実施時間について

当センターでは、国の方針に従い「医師の働き方改革・労働時間の短縮」の推進に取り組んでいます。また、質の高い医療をより安全かつ持続的に提供するため、チーム医療の推進にも取り組んでいます。

今般、これらの取組の一環として、病状説明時間などの実施を原則、平日の診療時間内（9時から17時）とさせていただきます。

なお、病状の変化により急な説明が必要な場合は、これまで通り随時対応いたします。また、急患や手術・処置などによりお待ちいただく場合がありますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

四国がんセンター院長 山下素弘